

議案第 9 7 号

瑞穂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 3 8 号）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 4 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 3 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

- 2 管理者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなけ

ればならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第２項中「平成３３年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則に次の１項を加える。

- ３ 令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第６条」とあるのは「令和３年３月３１日までに介護保険法第４６条第１項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第６条第１項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第１４０条の６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第６条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第１４０条の６第１号イ（３）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第６条第１項に規定する」とあるのは「引き続き、令和３年３月３１日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定及び附則に１項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

瑞穂町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章及び第2章 略	第1章及び第2章 略
第3章 略	第3章 略
第5条 略	第5条 略
(管理者)	(管理者)
第6条 略	第6条 略
2 <u>管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。</u>	2 <u>管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</u>
3 略	3 略
第4章及び第5章 略	第4章及び第5章 略
附 則	附 則
1 略	1 略
(管理者に係る経過措置)	(管理者に係る経過措置)
2 <u>令和9年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u>	2 <u>平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する管理者とすることができる。</u>
3 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第6条」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日</u>	

において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下この項において「管理者」という。))が、介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第6条」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

